

取引事業者各位

株式会社竹屋

管理本部

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和 5 年 10 月 1 日より、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。同制度のもとでは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、課税事業者（一般課税）の弊社では仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、令和 3 年 10 月 1 日より開始されておりますので、国税庁のホームページ等をご確認いただき、制度開始までに登録手続きを完了していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、弊社の適格請求書発行事業者登録番号につきましては、以下にお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号：**T3-1900-0101-5455**

氏名又は名称：株式会社 竹屋

本店又は主たる事務所の所在地：三重県四日市市桜町 963 番地の 1